

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則

昭和四十九年十二月二十五日  
教育委員会規則第四十三号

埼玉県高等学校定時制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則

（貸与の申請等）

第一条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号。以下「条例」という。）の規定により、修学奨励費の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立て、修学奨励費貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、通信制の課程又は単位制による課程に在学する生徒に限る。）を添えて、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 一 本人が在学する高等学校の校長の推薦書（様式第二号）
- 二 所得等に関する調書（様式第三号）
- 三 条例第二条第二号又は第三号に規定する学習計画を記載した書類
- 四 保証書（様式第四号）

2 教育委員会は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ、貸与の可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

（連帯保証人）

第二条 前条第一項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であつて、保証能力を有するものでなければならない。

（退学等の届出）

第三条 修学奨励費の貸与を受けている者が、条例第二条第一号のイからハまでに該当する者でなくなつた場合又は退学し、休学し、長期にわたつて欠席（通信制の課程に在学する生徒にあつては、長期にわたつて添削指導、面接指導、試験等を受けない場合をいう。以下次項及び第六条において同じ。）し、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修（以下次項において「再履修」という。）し、若しくは修学奨励費の貸与を受けることを辞退しようとする場合は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。転学し、又は転籍した場合も、同様とする。

2 前項の規定により休学若しくは長期にわたる欠席の届出をした者が復学した場合又は再履修の届出をした者が進級した場合は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（履修期間の特例）

第四条 条例第二条第二号及び第六条第一項第二号の八の埼玉県教育委員会規則で定める場合は休学により単位の修得が不可能となつた場合とし、その定める期間は四年に当該休学の期間（その期間に一年に満たない期間があるときは、一年とする。）を加えた期間とする。

（貸与の取消）

第五条 教育委員会は、条例第六条第一項の規定により修学奨励費の貸与の決定を取消したときは、本人にその旨を通知するものとする。

（交付の停止）

第六条 修学奨励費の貸与を受けている者が休学し、又は長期にわたつて欠席したときは、月の初日から末日までその事由が継続したときに限り、当該月分の修学奨励費の貸与を行わないものとする。

（返還の免除又は履行猶予の申請等）

第七条 条例第七条又は第九条の規定により、修学奨励費の返還の債務の免除を受けることのできる者若しくは受けようとする者又は返還の債務の履行の猶予を受けることのできる者は、修学奨励費免除（猶予）申請書（様式第五号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえ、その可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

3 条例第九条第二項の規定により、返還の債務の履行の猶予を受けている者は、その理由がやんだ

ときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(異動届)

第八条 修学奨励費の貸与を受けている者は、住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに異動届(様式第六号)を教育委員会に提出しなければならない。連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたときも、同様とする。

(書類の経由)

第九条 修学奨励費の貸与を受けようとする者又は受けている者が教育委員会に提出する書類は、本人が在学する高等学校の校長を経て提出しなければならない。

(委任)

第十条 この規則に規定するもののほか、修学奨励費の貸与に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日以後に高等学校の定時制の課程の第一学年に入学若しくは転学又は転籍した者に係る修学奨励費から適用する。

附 則(昭和五十一年十二月二十四日教育委員会規則第三十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月十三日教育委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十年三月二十九日教育委員会規則第十六号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月二十一日教育委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年二月二十日教育委員会規則第二号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二十年六月二十四日教育委員会規則第二十三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの埼玉県教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。